

議案第 88 号

川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例を廃止する条例の制定について

川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例を廃止する条例

川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例（平成 18 年川崎市条例第 48 号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの条例による廃止前の川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による申請であって、この条例の施行の際、認定又は認定の更新をするかどうかの処分がされていないものについての認定又は認定の更新については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第 4 条第 3 項（旧条例第 5 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、旧条例第 4 条第 3 項中「末日」とあるのは、「末日又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日」とする。
- 3 この条例の施行の際現に川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例を廃止する

条例（令和５年川崎市条例第　　号）による廃止前の川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例（昭和４７年川崎市条例第１１号。以下「旧小児ぜん息患者医療費支給条例」という。）第５条第２項の規定による医療費受給証の交付を受けている者（川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例を廃止する条例附則第２項の規定によりなお従前の例により施行日以後に医療費受給証の交付を受けた者及び同条例附則第３項の規定によりなお従前の例により施行日以後に支給期間の延長を受けた者を含み、旧小児ぜん息患者医療費支給条例第３条の医療費の支給を受けることができる者に限る。）についての旧条例第４条第１項の規定による申請については、令和８年３月３１日までの間、なお従前の例による。

４ この条例の施行の際現に旧条例第４条第４項（旧条例第５条第２項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による医療証の交付を受けている者（附則第２項の規定により施行日以後に医療証の交付を受けた者を含む。）についての旧条例第５条第１項の規定による申請については、令和８年３月３１日までの間、なお従前の例による。

５ 前２項の規定によりなお従前の例によることとされた申請に係る認定又は認定の更新については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第４条第３項の規定の適用については、同項中「同日以後２年を経過する日の属する月の末日」とあるのは、「令和８年３月３１日」とする。

６ 附則第２項又は前項の規定によりなお従前の例によることとされた認定又は認定の更新に係る川崎市成人ぜん息患者医療費助成認定審査会についての旧条例第８条の規定の適用については、なお従前の例による。

７ この条例の施行の際現に旧条例第４条第４項の規定による医療証の交付を受けている者及び附則第２項又は第５項の規定により医療証の交付を受けた者が当該医療証の有効期間中に受けた旧条例第６条第１項に規定するぜん息

に係る医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際現に旧条例第4条第4項の規定による医療証の交付を受けている者及び附則第2項又は第5項の規定により医療証の交付を受けた者についての届出義務、医療証の返還及び医療費の助成を受ける権利の譲渡又は担保の禁止については、当該医療証の有効期間中に限り、なお従前の例による。

9 偽りその他不正の行為により認定又は認定の更新を受けた者に係る当該認定又は認定の更新の取消し及び偽りその他不正の行為により支払われた医療費の助成に関する費用の返還については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例を廃止するため、この条例を制定するものである。